

●環境影響評価法（抄）

第二条 <略>

2 この法律において「第一種事業」とは、次に掲げる要件を満たしている事業であつて、規模（形状が変更される部分の土地の面積、新設される工作物の大きさその他の数値で表される事業の規模をいう。次項において同じ。）が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。

一 次に掲げる事業の種類の内いずれかに該当する一の事業であること。

イ、ロ<略>

ハ 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）による鉄道及び軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道の建設及び改良の事業

ニ～ワ<略>

（方法書の作成）

第五条 事業者は、配慮書を作成しているときはその配慮書の内容を踏まえるとともに、第三条の六の意見が述べられたときはこれを勘案して、第三条の二第一項の事業が実施されるべき区域その他の主務省令で定める事項を決定し、対象事業に係る環境影響評価を行う方法（調査、予測及び評価に係るものに限る。）について、第二条第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項（配慮書を作成していない場合においては、第四号から第六号までに掲げる事項を除く。）を記載した環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成しなければならない。

一～八 <略>

2 <略>

（方法書の送付等）

第六条 事業者は、方法書を作成したときは、第二条第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する都道府県知事及び市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）に対し、方法書及びこれを要約した書類（次条において「要約書」という。）を送付しなければならない。

2 <略>

（方法書についての公告及び縦覧）

第七条 事業者は、方法書を作成したときは、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境省令で定めるところにより、方法書を作成した旨その他環境省令で定める事項を公告し、公告の日から起算して一月間、方法書及び要約書を前条第一項に規定する地域内において縦覧に供するとともに、環境省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(説明会の開催等)

第七条の二 事業者は、環境省令で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、第六条第一項に規定する地域内において、方法書の記載事項を周知させるための説明会（以下「方法書説明会」という。）を開催しなければならない。この場合において、当該地域内に方法書説明会を開催する適当な場所がないときは、当該地域以外の地域において開催することができる。

2 事業者は、方法書説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、環境省令で定めるところにより、これらを方法書説明会の開催を予定する日の一週間前までに公告しなければならない。

3～5 <略>

(方法書についての意見書の提出)

第八条 方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第七条の公告の日から、同条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

2 <略>

(方法書についての意見の概要の送付)

第九条 事業者は、前条第一項の期間を経過した後、第六条第一項に規定する地域を管轄する都道府県知事及び当該地域を管轄する市町村長に対し、前条第一項の規定により述べられた意見の概要を記載した書類を送付しなければならない。

(方法書についての都道府県知事等の意見)

第十条 前条に規定する都道府県知事は、同条の書類の送付を受けたときは、第四項に規定する場合を除き、政令で定める期間内に、事業者に対し、方法書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2 前項の場合において、当該都道府県知事は、期間を指定して、方法書について前条に規定する市町村長の環境の保全の見地からの意見を求めるものとする。

3 第一項の場合において、当該都道府県知事は、前項の規定による当該市町村長の意見を勘案するとともに、前条の書類に記載された意見に配慮するものとする。

4～6 <略>

●環境影響評価法施行令（抄）

(方法書についての都道府県知事の意見の提出期間)

第十条 法第十条第一項の政令で定める期間は、九十日とする。ただし、同項の意見を述べるため実地の調査を行う必要がある場合において、積雪その他の自然現象により長期間にわたり当該実地の調査が著しく困難であるときは、百二十日を超えない範囲内において都道府県知事が定める期間とする。

2 <略>

●大阪府環境影響評価条例（抄）

※太字下線部は条例第三十五条第一項の規定による読み替え

(方法書についての公示及び縦覧)

第六条 知事は、法第六条第一項の規定により法第五条第一項の方法書の送付を受けたときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を公示するとともに、当該方法書及び法第六条第一項の要約書の写しを公示の日から起算して一月間一般の縦覧に供するものとする。

(方法書についての審査会への意見照会)

第八条 知事は、第三十五条第一項において準用する第六条の規定による公示をしたときは、審査会に対し、法第五条第一項の方法書及び法第六条第一項の要約書の写しを送付し、期間を指定して、方法書について環境の保全の見地からの専門的な事項に係る意見を求めるものとする。ただし、知事が必要がないと認めるときは、この限りでない。

(方法書についての意見書の提出等)

第九条 <略>

2～3 <略>

4 知事は、法第九条の書類の送付を受けたときは、規則で定めるところにより、その写しを一般の縦覧に供するものとする。

(法の対象事業に係る環境影響評価、事後調査その他の手続の準用)

第三十五条 第六条、第八条、第九条第四項、第十五条第一項、第十七条、第十九条第四項、第二十条、第二十四条第一項、第二十七条から第三十条まで、第四十四条及び第四十五条の規定は、法第二条第四項に規定する対象事業について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

表 <略>

2 知事は、法第九条の書類の送付を受けたときは、法第二条第五項の事業者(以下この条において「法対象事業者」という。)に対し、当該書類に記載された意見についての当該法対象事業者の見解を書類により求めることができる。

●大阪府環境影響評価条例施行規則（抄）

※太字下線部は条例施行規則第百五条第一項の規定による読み替え

(方法書についての公示)

第七条 大阪府環境影響評価条例(以下「条例」という。)第三十五条第一項において準用する条例第六条の規定による公示は、次に掲げる事項について府公報により行う。

- 一 環境影響評価法(平成九年法律第八十一号。以下「法」という。)第二条第五項の事業者(以下「法対象事業者」という。)の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 二 法対象事業の名称、種類及び規模並びに法対象事業が実施される予定の場所(以下「法対象事業の実施予定地」という。)
- 三 法第二条第一項の環境影響評価を実施する地域
- 四 法第五条第一項の方法書(以下「方法書」という。)の縦覧の場所、期間及び時間
- 五 方法書について環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる旨
- 六 法第八条第一項の意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に関し必要な事項

(方法書の写しの縦覧)

第八条 条例第三十五条第一項において準用する条例第六条の規定により方法書の写しを一般の縦覧に供する場所は、次に掲げる場所のうちから定める。

- 一 府の庁舎その他の府の施設
- 二 法対象事業者の事務所
- 三 法第六条第一項の対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の存する市町村の協力が得られた場合にあつては、当該市町村の庁舎その他の当該市町村の施設
- 四 前三号に掲げるもののほか、知事が指定する場所

(方法書についての知事に提出された意見書の概要の縦覧の期間)

第十一条 条例第九条第三項の規定により一般の縦覧に供する期間は、同項の規定により意見書の写しを送付した日から三年とする。

(方法書についての法対象事業者の見解書の縦覧の期間)

第十二条 第十一条の規定は、条例第三十五条第一項において準用する条例第九条第四項の規定により一般の縦覧に供する期間について準用する。この場合において、第十一条中「条例第九条第三項」とあるのは「条例第三十五条第一項において準用する条例第九条第四項」と、「同項の規定により意見書の写しを送付した日」とあるのは「法第九条の規定による書類の送付を受けた日」と読み替えるものとする。

⇒条例第三十五条第一項において準用する条例第九条第四項の規定により一般の縦覧に供する期間は、法第九条の規定による書類の送付を受けた日から三年とする。